

東京工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第50条第2項及び第51条並びに第53条の規定に基づき、本校専攻科（以下「専攻科」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(1単位当たりの授業時間)

第2条 1単位時間は、標準50分とする。

2 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

4 前項の規定にかかわらず、特別研究の授業科目については、その学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、その学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修方法)

第2条 専攻科に開設する授業科目の履修にあたっては、年度当初に、別紙様式1の「専攻科授業科目履修届」（以下「履修届」という。）を所定の期日までに、専攻科長に提出しなければならない。

(指導教員)

第3条 専攻科の学生は、各専攻の指導教員から授業科目の履修及び特別研究の指導を受けるものとする。

(試験)

第5条 専攻科の試験は、定期試験及び追試験とする。

2 定期試験は、各学期末に実施し、その時間割は試験開始日の1週間前に公示するものとする。

3 追試験は、病気その他止むを得ない事由により、定期試験を受験できなかった者を対象とする。ただし、別紙様式2の「専攻科追試験受験願」を、試験終了後1週間以内に専攻科長に提出し、その許可を得た者に限る。

第6条 定期試験における不正行為については、当該試験期間中の全科目の成績は、0点とする。

(成績の評価)

第7条 授業科目の成績評価は、シラバスに書かれた成績の評価法に従って行う。

2 授業科目の欠課時数が当該科目の授業時数の3分の1を超えるものに対して、評価は0点とする。

3 成績の評価は、100点法で評価する。必要のある場合、次の区分のいずれかによって表わす。

区分/点	100点～80点	79点～70点	69点～60点	59点～0点
I	優	良	可	不可
II	A	B	C	D

4 特別研究及び特別実習は、「合・否」で評価する。

(単位の認定)

第8条 前条第3項の規定に基づき、区分Ⅰにより優、良及び可（区分ⅡによりA、B及びC）に評価された授業科目については、当該科目を修得したものとして、単位を認定する。

2 特別研究及び特別実習については、「合」の評価によりその単位を修得したことを認定する。

（再履修）

第9条 第7条第3項の規定に基づき、区分Ⅰにより不可（区分ⅡによりD）に評価された授業科目のうち、修得する必要がある授業科目は、原則として次年度に再履修するものとする。

（修了要件等）

第10条 専攻科の修了要件は、学則第51条に規定するもののほか、各号に掲げる条件を満たさなければならない。

(1) 修得すべき単位数については、次表の条件を満たすものとする。

専攻	科目		専門共通科目	専門科目		合計
	必修	選択		必修	選択	
機械情報システム工学	6	2	14	22	18	62
電気電子工学	単位	単位	単位以上	単位	単位	単位以上
物質工学	以上	以上		以上	以上	

(2) 学則別表第3の選択科目のうち、各専攻により必ず修得しなければならない科目は、次表のとおりとする。

専攻	選択科目名
機械情報システム工学	化学特論、環境工学特論
電気電子工学	化学特論、環境工学特論
物質工学	環境工学特論

（他専攻の授業科目の履修）

第11条 本校の他専攻で開設されている選択科目の履修を希望する者は、指導教員及び関連専攻主任（副主任）の許可を得たうえで、履修届を学生課に提出し専攻科長の許可を得なければならない。

なお、その授業科目を履修のうえ修得した単位は、8単位を超えない範囲で、専攻科における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

（他の教育研究機関の授業科目の履修）

第12条 単位互換協定のある他の大学及び高等専門学校等の専攻科等で開設されている授業科目の履修を希望する者は、あらかじめ指導教員及び専攻主任（副主任）の許可を受けた上で、他大学等開設授業科目履修申請書を学生課に提出し、専攻科長の許可を得てから各大学に各履修申請を行う。

なお、その授業科目を履修のうえ修得した単位は、12単位を超えない範囲で、専攻科における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。